

学期レポート 2012 年秋学期

BOSTON
UNIVERSITY

日本財団聴覚障害者海外奨学金事業

第 4 期生 武田 太一



忙しさに明け暮れる秋

今回の秋学期はボストン大学で主に特別支援教育コースの講義を受講する傍ら、The Learning Center for the Deaf(通称 TLC)でアシスタントとして勤務していた。TLC での勤務は留学生に用意されている CPT(Curricular Practicum Training)というプログラムを利用し、自分が専攻している分野と関係しているものであれば学外での勤務が認められる。ただ手続きはそう簡単にはいかなかったため、何度も留学生オフィスと話し合った結果、許可をもらえたのである。小学部 4-5 年の重複クラスでのアシスタント勤務が決まってからは、毎日がいい刺激になっていた。個々が持っている障害の特性や能力などに応じて接することの重要性はもちろん、バイリンガル/バイカルチュラル教育を理念に掲げている TLC の教育環境、生徒や教職員、保護者へのサポートなど充実した体制のもとで働くということは大きな収穫でもあった。聾学校での勤務を終えると、そのまま大学に直行し講義を受けていた。必要最低限の睡眠を確保した上で勤務と講義に臨めば、それほど疲労感はなかった。たまに睡眠時間が足りない状況で行くと頭痛がしたりなど頭が回らない状況になってしまうため、睡眠の重要性は大事だと分かった。今まで徹夜で勉強していたりしていたのが馬鹿らしく思えてきた。今後は効率よく勉強出来るようにしていきたいものである。慌ただしい 4 ヶ月間はあっという間に過ぎ去っていったが、今後はこのような厳しい二足のわらじ生活は控えたいものである。

秋学期の講義

秋学期は 5 クラスを受講した。それぞれの講義と時間割は以下の通りである。

- SE706 Introduction to Special Education 特別支援教育入門
- SE504 Introduction to Early Childhood Disabilities 障害児早期教育入門
- SE505 Introduction to Severe Disabilities 重度障害入門
- DE691 Advanced Seminar: Learning and the Deaf 修士論文
- SE533 The Families of Children with Special Needs 障害児と家族

	月	火	水	木	金
8:00	8:00-3:00 TLC 勤務	8:00-3:00 TLC 勤務	8:00-3:00 TLC 勤務	8:00-3:00 TLC 勤務	8:00-3:00 TLC 勤務
3:00					
4:00	4:00-7:00 SE706	4:00-7:00 SE504/505	4:00-5:30 DE691(隔週)	4:00-7:00 SE533	
7:00					

SE706 Introduction to Special Education 特別支援教育入門

特別支援教育について学ぶにあたって、最初に受講しておくべきなのがこの講義である。この講義では特別支援教育とは何か、その歴史や文化、用語の変化、法律制定、個々の障害についての診断や特性などについて学んだ。幸いにもこの講義の担当教員は前の春学期(Classroom and Behavior Management)でもお世話になった先生なので親しみやすかった。教員自身も弟が脳性まひを持っていたため、時々弟の話が出ることもあった。

アメリカには個別障害者教育法(Individuals with Disabilities Education Act: IDEA)のもとで障害をもつ児童の教育権利が確保されている。この法でカバーされている年齢は0〜21歳までであり、22歳になるとIDEAが適用されなくなり、他の法律でカバーされる。歴史をたどってみると障害児に対する教育はずさんなものであり、特殊学校という名の施設に入れられまともな教育を受けることもなくただ生かされていただけである。在籍中に生徒が亡くなると、お墓に入れられる時の墓碑銘は人名ではなく生徒番号という悲しい事実もある。障害者は排除されるべき存在として断種手術もアメリカでは1974年まで続いていた。現在ではそうした差別はなくなってきているものの、特別支援教育学校ではなくメインストリーム環境に置かれる障害児も急増しているため周囲からの理解やサポートをどう得て行くかが課題となっている。

IDEAでは13の障害をカバーしており、その障害は 自閉症 盲ろう 聾 聴覚障害 情緒障害 知的障害 重複障害 身体障害 他の健康障害(注意欠陥多動性障害(ADHD)含む) 言語障害 学習障害 ト라우マ障害 視覚障害となっている。個々の障害に応じて診断基準があり、その基準を超えているか超えていないかで障害名がつけられる。知的障害の場合、IQが70以下であれば知的障害と診断されるが、70〜85の範囲内であると診断チームの協議によって知的障害の判断が下される。また保護者の立場からしても知的障害の診断はされたくなくても、特別な支援が必要なときは他の法律(リハビリテーション法 504 条)を使うことが出来る。知的障害の判断は幼児期の間は難しいことがあり、通常の教室において教員が該当となる生徒を観察することでいくつかのステージを経て診断が下されるケースもある。ADHDは先述したように他の健康障害(Other Health Impairment)カテゴリに属し、なおかつ高い確率で起こりやすい障害である。ADHDは男児に多く、その障害特性によって学校の落第や、就職しても退職させられたりするケースが頻繁に起こる。集中力が持続しにくいので、個々に応じたサポートが必要になってくる。

脳性まひなど重度障害を抱え、コミュニケーションが困難な人のためにアシスティブテクノロジーというのがある。あるケースでは首から上の部分がかろうじて動けるため、額にセンサーが搭載されているバンドを装着することでキーボードを操作するシステムがある。また自閉症や知的障害児へのコミュニケーション支援と

して、援助コミュニケーション(Facilitated communication)というのがあり、キーボード操作などを行う際に服をちょっと引っ張ったり、軽く叩いたりすることでコミュニケーションを促す手段もある。

わずか半期の講義ではあるが、特別支援教育について多くのことを一気に学んだ。しかしこれらはあくまでも基本的なことであり、実際に特別支援教育の基に置かれている生徒たちが抱えている問題はもっと奥深いものがある。たとえば聾と自閉症を合わせ持っている生徒の場合は、聾であってもその特性は幅があり、自閉症もそうであるため、それらの組み合わせは多種多様となる。今後も現場を通していろいろ学んでいけたらと思う。

SE504 Introduction to Early Childhood Disabilities 障害児早期教育入門

障害児のうち 0-2 歳の早期教育および 3-5 歳の幼児教育について焦点をあてて、様々な観点から学ぶクラスである。現代の技術では出生前に障害の有無が判断出来るようになり、特にダウン症について様々な議論がなされている。羊水検査をすることでダウン症の有無が高い確率で判明出来るのだが、これに対して産むか堕ろすか選択を迫られる。多くの親が堕ろすという選択をするものの、あえて産むという選択もする人もいる。この早期教育ではダウン症のみならず、出生時に障害をもっていると判明されるとすぐに支援サービスの相談が始まり、個別家族サービス計画(Individualized Family Service Plan)の提供を受けられる。

アメリカの場合は州によって受けられるサービスが異なってくる。例えば新生児スクリーニングで診断出来る障害の種類も異なり、ある州では 6 つの障害しか診断出来ないのに対し、別の州では 56 の診断が出来るという。また州による財政サポートも異なってくるため、サービスを求め他の州から別の州に移る家族も珍しくはない。たとえばマサチューセッツ州では早期介入サービスは無償で受けられるものの、隣のコネチカット州になると有償となるケースが起こる。また未熟児/超未熟児の基準となる体重も州によって異なる。例えば出生児が 1000 グラム未満であれば新生児集中治療室に入れられる州もあれば、そうでない州もあるということになる。いくら法律で規定されているものの、それに応じて各州でさらに修正することが出来るのでアメリカ全体で同じサービスが受けられるというわけではない。

0-2 歳の間は個別家族サービス計画のもとで支援が受けられるが、3 歳になると個別教育計画(Individualized Education Plan)への移行となり、この移行支援も提供されるはずである。しかしこの双方でサービス提供者が異なってしまうため、この移行コーディネーターが存在しないと継続してサービスを受けるのが難しくなる。大きな原因として 0-2 歳児は健康局がサービスを提供するが、3 歳以上になると教育局へと移行するためである。あるケースでは 3 歳になったあと、誰に頼ればいいのか分からずにしばらくの間サービスが受けられなかったという。法で権利が保障されていても、それを提供する存在がいなくて不完全なものになってしまう。また 1 対 1 でサポートを受けられていたのに対し、幼稚園への移行となると集団の中での支援に移行するため保護者の立場からするとサービスの質が低下する危惧も生じる。

法律で守られているとはいえ、その法律に従ってコーディネートする役割を担う人材が存在しないと法が発揮しにくい。提供される存在がいれば、提供する存在の必要性も認知していく必要があると感じたクラスである。

SE505 Introduction to Severe Disabilities 重度障害入門

その名の通り重度障害をもつ人たちへの支援について学ぶクラスである。特に周囲への順応が難しいとされる重度知的障害者が中心となる。彼らに必要なスキルは何か、またそのスキルを習得するために必要なものは何かを考えていく。例えば文字の書き方について、b/d や p/q を区別して書けるようになることが果たして必要か。靴ひもの結び方を学ぶのは重要なことか。硬貨の数を覚えるのは有利なことか。などがある。文字が書けるようになることは必ずしも必要ではない。現在ではパソコンなど情報技術が発達しているため、キーボードがうてるようになればいい。靴ひもの必要ない靴があればいい。クレジットカードあるいは紙幣で買物物は出来る。そうしたことを優先的に考えていく必要がある。

重度障害児が置かれている環境は実に様々なケースがある。あるケースでは極度の障害であるために教育を受けても意味がないとされ学校から見放された。これに対し保護者は裁判に持ちかけた結果、勝訴した。勝訴となった要因としては法律で「全ての障害児は教育を受ける権利がある」と規定されているため、例外を作ることは出来ないという見方からである。特別支援教育において最低の危険予測 (Least Dangerous Assumption) という考え方があり、障害児は何も出来ないという考え方を根拠なしとするのではなく、優先順位をつけてあらゆるスキルを教えていくものである。

障害者も自分で選択する権利がある。それは正しいことではあるが、これは万人にとって受け入れ難いときもある。例えば何らかの事故により全身不随となり回復の見込みも全くない障害者がいるとする。この障害者はずっと病院にいて、回復の見込みも全くない治療にお金をかけ、毎日天井を眺める生活よりも死を選びたいという。しかし自分で死ぬ方法がないために、医者や友人に生命維持装置を切るように懇願するがそれは殺人に値するため出来ないという。最近では尊厳死を保障する方が制定され、自ら死を選ぶケースも珍しくはなくなっている。職業の方もアメリカでは知的障害者の 90% が職に就いていない現実にある。障害者が働ける場所がほとんどないのが現実であろう。0~21 歳の障害児に対しては個別障害者教育法のもとで教育を受ける権利が保障されているのだが、22 歳を過ぎるとその保障がなくなり就労や生活の保障がかなり乏しくなってしまう。

俗にいわれる社会的弱者が果たして社会の一員として生きていけるかが重要な課題である。職業訓練にしてもそのトレーニングを提供することは出来るが、障害者を受け入れてくれる場所がないと意味がない。また家族の死後は誰が面倒を見るのかは共通した課題である。今後も向き合っていかなければならないこの課題たちを現実として受け止めなければならない。

DE691 Advanced Seminar: Learning of the Deaf 修士論文

卒業に必要なのがこの修士論文なのだが、この秋学期は聾学校勤務と院講義の二足のわらじの生活であったため、論文に集中して取りかかることが出来なかった。担当教員もそのことを理解している上でこの講義を進めているため、(実際に自分だけではなく他の生徒も秋学期の間は似たようなケースであり、ほとんどが次の春学期で書き上げるというパターンになっている。)ほぼ保留状態となった。次の春学期では実習に専念するとともに、この修士論文を仕上げたいと思っている。

SE533 The Families of Children with Special Needs 障害児と家族

家庭に新たな家族が誕生した時の喜びは計り知れないものがある。しかしそれが障害児だった場合はどうだろうか。ほとんどの家族は障害児が生まれてくることは全く予想していないものである。障害児を抱える家庭が持つ苦しみや悩みはどんなものか。こうしたマイナス面だけではなくプラス面も合わせて、家族と障害児について考えるのがこのクラスである。障害児を抱えることで、家族の一員が自殺、離婚、家庭崩壊するケースは珍しくない。しかしその反面で家族の絆が強くなるケースも存在する。人生の中で自分の生活に大きな影響を与えるのは生活を共にする家族であり、その家族のサポートは必要不可欠なものである。この家族の機能が少しでも崩れると誤った方向に向くこともあるが、それをどう立て直すかはそれぞれの家族次第である。

この講義では様々なゲストを迎えていろんな話を聞くことが出来た。障害児をもつ父親、兄弟、母親、当事者などそれぞれの立場における見方や経験などを知ることで、家庭に障害児がいるとはいえ、その絆は他の家庭とそう大差はないと感じた。確かに障害児がいることで「大変でしょう」「可哀想に」など思われがちであるが、それは周りの勝手な思い込みであって、当の本人たちはそう感じてはいない。これはおそらく、障害者の権利が保障されているアメリカだから感じることであり、また周囲の理解もあるためではないだろうか。

日本ではまだ障害に対して差別や偏見が多く残っている。これを完全に無くしていくことは難しいかもしれないが、改善して行く余地はある。日本の現状を改めて再確認しながら考えていきたい。

次は最後の学期

ポストン大学に入学して、ようやく最後の学期を迎えようとしている。最後の学期は実習を残すのみである。The Learning Center for the Deaf で小学部 4-5 年の重複クラスでの実習が決定されているので、学習指導案を作成したり、様々な教材を作ったり、セミナーに出席したりなどやるべきことはたくさんあるが、どれも楽しみながら取り組んで行きたい。そして卒業式には笑顔で出られるようにしたいものである。